

# 入 札 説 明 書

この入札説明書は、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号。以下「会計規則」という。）の規定に基づき作成したものであり、本件委託業務に係る入札案内（公告）において定めるもののほか、競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

## 1 入札に付する事項

- (1) 業務名：愛媛県介護・障害福祉職員等処遇改善支援交付金審査等業務
- (2) 業務の内容等：別添仕様書のとおり
- (3) 委託期間：契約締結日から令和 6 年 6 月 28 日まで
- (4) 入札方法：

入札金額は、当該委託業務に要する費用一切の諸経費を含めて入札金額を見積もるものとする。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加者に必要な資格

愛媛県知事の審査を受け、令和 5・6・7 年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 入札する日において、愛媛県知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 愛媛県内に本社又は支社（支店・事業所等）を有する者であること。
- (4) 愛媛県又は愛媛県内の市町と過去 5 年の間に複数の契約実績を有すること。
- (5) 国又は地方公共団体との間で、補助金や交付金、応援金、給付金の申請受付及び審査などを業務内容とする業務委託契約の実績を複数回有すること。また、入札参加資格確認申請書の提出により、適切かつ確実に委託業務を遂行できる体制を証明した者であること。
- (6) 上記（1）から（5）の資格を有し、愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課長から入札参加資格の確認を受けた者であること。

### 3 入札参加資格の確認方法

入札に参加を希望する者は、必要な資格を有することの確認を受けるため、次のとおり必要な書類を提出しなければならない。

#### (1) 必要書類

##### ア 入札参加資格確認申請書

- ・別添「入札参加資格確認申請書」を記載し、提出することし、必要な資格を満たしていない場合及び内容が不明瞭で資格を確認できない場合には、入札参加資格を認めない。
- ・入札参加資格確認申請書の作成にかかる費用は、申請者の負担とし、提出された申請書は返却しない。また、申請書について説明を求められた場合は応じなければならず、応じない場合は入札に参加できない。
- ・虚偽の記載を行った場合や、落札後に確約事項を満たせない場合など、入札参加資格停止措置を行う場合があるので、注意すること。

##### イ 既成の契約書の写し等

上記2(4)(5)に示す既成の実績について、内容の確認ができる資料(コピー可)を添付すること。

#### (2) 提出先及び提出期限等

##### ア 提出先

愛媛県 保健福祉部 生きがい推進局 障がい福祉課 障がい支援係  
〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
TEL 番号：089-912-2424 / FAX 番号：089-931-8187  
E-mail: syougaihukus@pref.ehime.lg.jp

##### イ 提出期限

公告の日から令和6年4月8日(月)午後5時15分まで

※持参の場合は、公告の日から令和6年4月8日(月)の執務時間中(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで)までとする。

##### ウ 提出方法

持参又は郵送(期限必着)

#### (3) 入札参加の可否の通知

提出された関係書類の内容を確認し、入札参加の可否について、入札日までに申請者に書面で通知する。

### 4 入札及び開札

- (1) 入札参加者又はその代理人等は、あらかじめ仕様書、別添契約書(案)、会計規則及び契約に関して愛媛県が別に定めるものを熟覧のうえ、入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について質疑事項がある場合は、前記3(2)に掲げる窓口(令和6年4月8日(月)午後5時15分までに(必着)、持参、郵送、ファックス又は電子メールの方法により、別紙「質問書」

を提出することができる。ただし、入札後、仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(2) 入札日時及び場所は次のとおり。

① 日時：令和6年4月10日（水）午前10時から

② 場所：愛媛県庁第一別館5階 準備室

(3) 入札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。

なお、入札当日に必要なものは次のとおり。

ア 入札参加資格決定通知書

イ 委任状（代理人が入札に参加する場合）

ウ 入札書、見積書（当日、配付するものを使用することもできる。）

エ 社印及び代表者印（代理人が入札に参加する場合は、委任状に押印している代理人の印鑑）

(4) 入札参加者又はその代理人は、入札開始時刻後において入札会場に入場することはできない。

(5) 入札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員等以外の者は、入場することができない。

(6) 入札参加者又はその代理人は、特にやむを得ない事情があると認められる場合のほか、入札会場を退場することはできない。

(7) 入札会場において、次の各号のいずれかに該当する者は、当該入札会場から退去させる。

ア 公正な競争の執行を妨げ、又は妨げようとした者

イ 公正な価格を害し、又は不正な利益を得るための連合をした者

(8) 入札参加者又はその代理人は、本件に係る入札について他の入札参加者の代理人となることはできない。

(9) 入札参加者の代理として入札に参加する代理人は、入札当日、入札の際に使用する印鑑を押印した委任状を提出しなければならない。なお、別紙「代理入札を行う場合の「入札書、委任状」記入上の注意事項」を参照すること。

(10) 入札参加者又はその代理人は、入札において、別紙様式により次の各号に掲げる事項を記載等した「入札書」を封入し、執行担当者からの指示に基づき直接提出するものとする。なお、郵便、ファックス等その他の方法による入札は、認めない。

ア 件名

イ 入札金額

ウ 入札参加者本人の住所、商号又は名称、代表者の職氏名及び押印

エ 代理人が入札する場合は、入札に参加する代理人の住所、氏名及び押印

(11) 入札書等の作成にあたっては日本語に限るものとし、また入札金額は日本国通貨による表示に限るものとし、入札金額はアラビア数字を用い、数字の頭に「¥」マークを記載すること。なお、入札参加者又はその代理人は、文字及び

印影を明瞭で、かつ消滅しないよう記載等すること。(シャチハタ印やスタンプ印等の材質に耐久性がない印鑑の使用や保存性のないインク等による使用は認めない。)

(12) 入札金額は、諸経費を含む当該業務に要する一切の費用を見積もるものとする。

なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(入札者が見積もる契約金額。なお、1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札参加者又はその代理人は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(13) 入札参加資格者又はその代理人は、部分払の有無、支払回数等の契約条件を契約書(案)等に基づき十分考慮して入札金額を見積もるものとする。

(14) 入札参加者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分に押印しなければならない。ただし、金額部分の訂正は認めない。

(15) 入札参加資格者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

(16) 入札参加者又はその代理人が相連合し、又は不穩の挙動をするなど、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めるときは、当該入札を延期又は中止することがある。この場合において入札執行者は入札者の損害に対する責任を負わないものとする。

(17) 開札は、即時開札とする。

(18) 入札回数は3回を限度とし、落札しない場合において、予定価格と入札額との差が僅少のときは、直ちに随意契約に付し、入札辞退者を除く希望者から、2回を限度として見積書を徴する。

## 5 入札保証金

会計規則第135条から第137条までの規定による。

(1) 入札に際しては、入札者が見積もる契約金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、別紙「入札(契約)保証金免除申請書」を3(2)の期限までに提出し、「入札(契約)保証金免除決定通知書」により免除の決定を受けた者は、これを免除する。別紙「入札(契約)保証金について」参照すること。

(2) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、愛媛県に帰属する。

(3) その他入札保証金の取扱いについては、会計規則の規定による。

## 6 無効の入札書

次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。この認定は、入札執行者

が行い、入札参加者及びその代理人は異議申し立てができないものとする。

- (1) 入札公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者の提出した入札書
- (2) 件名及び入札金額のない入札書
- (3) 入札参加者本人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書
- (4) 代理人が入札する場合は、入札参加者本人の氏名、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としない入札書（入札参加者本人の氏名又は代理人であることの表示のない又は判然としない場合には、正当な代理であることが委任状その他で確認されたものを除く。）
- (5) 件名に重大な誤りのある入札書
- (6) 入札金額の記載が不明瞭又は訂正した入札書
- (7) 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和 22 年法律第 54 号)に違反し、価格又はその他の点に関し、明らかに公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出した入札書
- (8) 数回にわたり反復して行う入札において、前回の最低入札金額以上の入札金額を記載した入札書
- (9) その他入札に関する条件に違反した入札書

## 7 落札者の決定

- (1) 有効な入札書を提示した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が 2 人以上あるときは、直ちに当該入札者によるくじ引きにより落札者の決定を行うものとする。なお、くじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者を決定したときは、速やかに落札者を決定したこと、落札者の氏名及び落札金額を発表する。
- (4) 落札者が、指定の期日までに契約書を締結しないときは、落札の決定を取り消すものとする。

## 8 契約保証金

会計規則第 152 条から第 154 条までの規定による。

- (1) 契約保証金は、契約金額の 10 分の 1 以上の額とする。ただし、別紙「入札（契約）保証金免除申請書」を提出し、免除の決定を受けた場合は、免除することができる。別紙「入札（契約）保証金について」を参照すること。
- (2) その他契約保証金の取扱いについては、会計規則の規定による。

## 9 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し契約の相手方が決定したときは、遅滞なく契約書を取り交

わすものとする。

- (2) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

## **10 契約条項**

契約書（案）等のおり。

## **11 入札者に求められる義務**

- (1) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた経済上及び技術上の要件について、愛媛県から説明を求められた場合は、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、入札公告等において求められた業務に係る技術仕様について、愛媛県から説明を求められた場合は、指定する期日までに入札参加者の負担において完全な説明をしなければならない。

## **12 その他必要な事項**

- (1) 入札参加者又はその代理人等が、本件業務に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又はその代理人等が負担する。
- (2) 本件業務に関しての照会先は、3（2）のおり。